

福岡市環境審議会循環型社会構築部会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成 23 年 9 月 26 日（木） 13：30～15：00

2 場所 福岡市役所 15 階講堂

3 議事

第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画（新「循環のまち・ふくおか基本計画」）案について

4 報告

福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドの概要について

5 出席者（敬称略）

氏名	役職等
浅野直人	福岡大学法学部教授
阿部真之助	市議会議員
岡博士	九州経済産業局資源エネルギー環境部次長
楠田哲也	北九州市立大学国際環境工学部教授
黒子秀勇樹	市議会議員
今田長英	福岡大学大学院工学研究科教授
栃木義博	市議会議員
藤本顕憲	市議会議員
松藤康司	福岡大学工学部教授

II 議事録

1 開会

●事務局 それでは、定刻になりましたので、福岡市環境審議会循環型社会構築部会を始めさせていただきます。

本会議は、福岡市情報公開条例第 38 条に基づきまして公開にて開催をいたします。

開会に先立ちまして、人事異動及び福岡市議会の議員改選に伴う委員交代のご報告をさせていただきます。まず、平成 23 年 7 月までに、鬼塚委員、古賀委員、山口委員の以上 3 名の方々が循環型社会構築部会の委員を退任されております。次に、新任委員でございますが、5 名の方々に新たに委員にご就任をいただいておりますので、ここでご紹介させていただきます。名簿順にご紹介させていただきますので、恐れ入りますが、お名前を呼ばれた委員の方々は、その場でご起立をお願いいたします。

福岡市議会議員、阿部委員。

九州経済産業局資源エネルギー環境部次長の岡委員。

福岡市議会委員の黒子委員。

福岡市議会議員の栃木委員。

福岡市議会議員の藤本委員。

以上、5 名の新たな委員の方々、よろしくお願ひいたします。

残り 9 名の皆様には、本年度も引き続き委員にご就任をいただいております。改めて、委員の皆様、厚くお礼を申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは開会に当たりまして、環境局長よりご挨拶を申し上げます。

●環境局長 本日は、環境審議会の循環型社会構築部会にご出席をいただきましてありがとうございます。

昨年の秋に環境審議会を新たに就任していただきまして、その中の 3 つの部会の一つが環境循環型社会構築部会でございます。この委員の中で 15 名おられますが、5 名の方が今回お変わりになっておられますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今日、皆様にご審議いただきますのは、第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画、私どもは「循環のまち・ふくおか基本計画」と呼んでいるものでございます。この計画につきましては、一昨年、平成 21 年度ですが、作業部会を立ち上げまして、昨年、平成 22 年度に行動委員会で検討していただき、今年の 2 月 3 日に初めてこの部会で計画案をお示ししながらご意見をいただいたところでございます。その後、パブリック・コメントを実施いたしまして、一部修正案を加えまして、本部会に 2 回目の計画案を提出するものでございます。そしてここでのご意見、ご指摘を集約しまして、来月の 6 日に環境審議会総会へ計画案をご報告する予定でおります。

一般廃棄物の処理計画でございますが、3 月 11 日に発生した東日本大震災や、様々な資源の国際状況を踏まえまして、周りの状況が非常に大きく変わってきている中で、特に資源の有限性、それ

から効率的活用等につきまして、今後私ども福岡市がどのようにしていくべきなのかも含めた長期計画をお示しさせていただいております。本日は最後の仕上げの部会でございますので、どうぞ忌憚ないご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●事務局 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それともう1点、現在、クールビズを福岡市でも実施させていただいております、28度設定ということで会場も暑いと思われまますので、もしよろしければジャケットは脱いでいただければと思います。よろしくご協力のほどをお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、部会長をお願いいたしたいと思っております。宜しく申し上げます。

○部会長 どうも皆さん、こんにちは。お久しぶりでございます。先ほど局長からもご説明がありましたが、どうかこの部会、それから行動委員会、かなり時間をかけた状態で、いろいろな意見を反映させながらまとめ上げましたということで、最終的にはこの部会と行動委員会は合同で何度か会議もやっておりますので、意見の相違は少ないと思っております。それを踏まえましてまとめ上げたもの、環境審議会会長にも委員になって頂いておりますけれども、いろいろアドバイスをいただきまして、大きな文言の修正などもいただきましたけれども、それを踏まえまして、パブリック・コメントをかけております。3・11以降、非常に激動の廃棄物関係の中でしたけれども、一定のコメントをいただいたということで、今日、報告を兼ねて、最後の部会を開催させていただいているわけです。できるだけ定刻内におわりたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願いいたしたいと思っております。

2 議 事

第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画（新「循環のまち・ふくおか基本計画」）案について

○部会長 それでは、まず、議題の第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画（新「循環のまち・ふくおか基本計画」）案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

●事務局（計画課長）

それでは、初めに、先ほど局長の挨拶の中でもございましたけれども、第4次基本計画の策定に係るこれまでの主な経過について説明させていただきます。

当計画案の検討につきましては、一昨年8月より、当部会の部会長を会長としまして、学識経験者、弁護士、市民の方などの10名より構成されました、循環のまち・ふくおか行動委員会及びその作業部会よりご意見をいただきながら進めてきたところでございます。昨年の12月に同行動委員会の答申に対して計画案の提言をいただいているところでありますが、この提言を受けまして、本市としまして、第4次基本計画案の取りまとめを行い、本年2月に当環境審議会循環型社会構築部

会に付議をし、原案についてご審議いただき、ご意見をいただいたところでございます。その後、本年度に入りまして、循環のまち・ふくおか行動委員会の報告、それから、市議会における所管の第5委員会の報告を経まして、7月中旬から8月中旬にかけて実施しましたパブリック・コメントにおいて出されましたご意見等を踏まえて、計画原案を取りまとめたところでございます。その審議をお願いするものでございます。

まず、資料1に基づきまして、パブリック・コメントの実施概要について説明させていただき、続けて、資料2の第4次基本計画案の修正について説明をさせていただきます。

それでは、資料1をお願いいたします。

第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画案に対する市民意見募集の実施結果について説明させていただきます。なお、資料1につきましては、作成上の誤りがございまして、本日、差し替えをさせていただいております。誠に申しわけございません。

それでは、1のパブリック・コメント手続きの実施概要についてでございます。1の実施の目的でございますが、第4次基本計画の策定に当たり、市民の皆様との情報の共有を図り、意見を反映させるためにパブリック・コメント手続きによって原案を公表し、意見を募集いたしております。

次に、2の意見募集期間でございますが、本年7月15日から8月15日の約1カ月間実施しております。

次に、3の実施方法でございますが、(1)で原案の公表方法につきましては、一般的なパブリック・コメント手続きと同様に、情報プラザ、各区役所生活環境課などにて第4次基本計画案の閲覧、配布を行い、ホームページでも掲載をいたしております。

次の意見の提出につきましては、氏名、住所を明記の上、閲覧及び配布場所へ書面で持参していただいたほか、環境局計画課宛の郵送などによって受け付けをしております。

次に、4の意見の提出状況とその概要でございますが、意見の提出をいただきましたのは34名でございます。意見の件数としましては、93件でございます。一人当たり平均すると2.7件ということでございますが、その内訳といたしまして、基本計画上の分類による整理でございますが、①がごみ編の第1の計画の改定に関するもので、これが4件でございます。第2部の計画の内容に関するものは64件で、約7割を占めております。③で資料編になりますが、第2部のごみ処理等の状況に関するものが1件。それから、④で第3部のごみ処理量の将来設計に関するものが8件でございます。そのほか、基本計画へのご意見以外のものが16件ございまして、こういった第4次基本計画に対するご意見であります①から④までの77件について、次ページ以降のとおり検討いたしております。

次のページをお願いいたします。下の方に1ページと書いてございますが、Ⅱの「市民意見と意見への対応」についてでございます。表の構成でございますが、左の方より基本計画上の分類、計画へのご意見の内容、それに対する対応と市の考え方をまとめております。

ご意見への対応としましては3通りございまして、検討した結果、変更を行わない場合は「右

記の理由により、原案のとおりといたします」と記載しております。次に、ご意見の内容が既に原案の中に記載されているものにつきましては、「計画案の中にご意見の趣旨と同様の記載がありますので、その中で取り組んでまいります」と記載しております。3 つ目でございますが、検討した結果、計画案の修正を行う場合は「修正」と記載いたしております。

いただきましたご意見を検討した結果、原案のとおりとするものが 77 件のうち 60 件で約 8 割、同様の記載とするものが 11 件で約 15%、修正するものが 5 件でございます。

各ご意見についての説明は省略をさせていただきますが、特に修正を行う 5 件について説明をさせていただきます。

まず、1 ページの中ほどで、2 現状及び課題の (1) 現状の一番下のご意見についてでございますが、ご意見としましては、原案の公表の場として、概要版と本編で行ってございましたが、ご意見として、概要版では平成 21 年度のリサイクル率が 28%に修正した理由を明記しているが、本編では何ら説明がない。きちんと説明すべきとのことでもございました。このご意見については、ご指摘のとおりと考えますので、関係する表の修正及び該当する箇所に説明を追加することといたしております。

お手元に資料 3 として計画案をお配りしておりますが、それをご覧いただければと思います。4 ページの図表 5 の下の凡例でございますが、「ごみ減量・リサイクル率」と修正するとともに、10 ページの欄外に※印で、第 4 次計画のごみのリサイクル率について説明を追加しております。なお、このパブリック・コメントを受けての修正につきましては、この後の基本計画案の修正についてにおいても説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、9 ページをお願いいたします。中ほどに、「6 ごみとして分別収集するものの種類及び区分」がありますが、当該ページの 3 件のご意見についてですが、ご意見としましては、3 件ともごみとして分別するものについての記載の中で、ごみの分別収集と資源物の拠点回収をあわせて記載するとわかりにくいのご意見でもございました。このご意見につきましては、ご指摘のとおりと考えますので、該当する箇所について、「ごみの分別収集」と「資源物の拠点回収」に分けて記載することといたしております。

お手元の資料 3 の基本計画案では、15 ページでございますが、現在の記載は項目から誤っておりまして、申しわけございませんけれども、「6 ごみの分別収集と資源物の拠点回収」と訂正させていただきますが、(1) でごみの分別収集について、(2) で資源物の拠点回収について、明確に分けて記載することといたしております。

最後でございますが、12 ページをお願いいたします。分類といたしましては、資料編第 3 部 ごみ処理量の将来推計と、「4 取組指標に関する状況」、一番下でございますけれども、「(1) ごみ減量・リサイクルへの関心～(3) 3R の実践状況」に関するご意見でございますけれども、(1) から (3) までは一部の市民を対象とした意識調査であり、(4) 以降は実績値なので誤解を招かないようにすべきのご意見でもございまして、このご意見につきましても、ご指摘のとおりと考えま

すので、該当する箇所について、欄外に脚注をもって説明することといたしております。お手元資料の3では37ページになりますが、「4 取組指標に関する状況」の(1)から(3)の表でござい
ますが、(1)の表の脚注のところで※印で説明をいたしております。

なお、計画への意見以外のものとしましては、基本計画に賛成する、または決意の表明といった
個人の感想ですとか、教育のカリキュラムへの要望など、他局への要望に関するもので、15件ござ
いました。簡単でございますけれども、以上で、パブリック・コメントの実施経過についての説明
を終わらせていただきます。

続きまして、資料2で第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画案の修正について説明をさせていた
だきます。

資料2のA3の横長のものですが、この修正案につきましては、先ほどご説明いたしま
したが、本年2月の当部会においてご審議をいただいた後に、関係委員会等から出されましたご意
見などを踏まえ、原案として整理させていただいているものでございます。

資料は、これまでにいただいたご意見などを踏まえ、修正した箇所について表にまとめておりま
す。表は、左側から順に、修正箇所のある基本計画案の該当のページ、項目、そして「旧」の欄に
本年2月3日に当部会に提出いたしました時点での原案を、「新」の欄には、修正箇所について赤
字で記載しております。そして、一番右側に修正理由を記載しております。全体で21カ所の修正な
どを行っております。なお、お手元の資料3の第4次基本計画案もあわせてご参照いただければと
思います。

それでは、資料の説明をさせていただきますが、まず、表紙についてでございますが、1ページ
の一番上でございますが、愛称では一見して何の計画かわからないということで、法定計画上の名
称を記載し、その下に愛称を括弧書きで記載するように修正をいたしております。

次に、1ページの1(3)「計画のねらい」についてでございますが、こちらにつきましては、本
計画について、行政が何を目的として改定するのかを明確に市民・事業者に伝えるよう修正・加筆
しております。具体的には、「第4次計画においては、」との表現に修正するとともに、2段落目
の「さらに」以下におきまして、「新たな仕組みを検討すること」や「計画的な施設整備を行うこ
と」を加筆しております。

次に、4ページの図表5でございますが、先ほどのパブリック・コメントの結果を踏まえて修正
するものでございますが、グラフの凡例につきまして、ごみのリサイクル率を第3次基本計画上の
指標であります、「ごみ減量・リサイクル率」に修正しております。

次に、9ページ及び12ページの関係でございますが、4の(2)(3)は記載の誤りでありまして、
削除をお願いいたします。申しわけございません。

次の4つの柱についてですが、「行政による基盤整備」や「市民・事業者の取り組み」など、4
つの柱のつながりがわかるように、イメージ図を記載して修正しております。

次に、資料2の2ページをお願いいたします。9ページの4つの柱につきまして、横一列に記載

していた項目を、ただいまの修正にあわせまして、市民・事業者の取り組みの促進を行政が支援するイメージに修正しております。

次に、10 ページのごみのリサイクル率につきましては、パブリック・コメントの結果を踏まえて修正するものでございますが、欄外の※印の2におきまして、第4次計画のごみリサイクル率について、第3次計画で把握していた項目に加え、新たに小規模事業者等の古紙回収量を把握し、追加したため、基準年度としての平成21年度のリサイクル率が第3次計画におきましては、22.5%であったものが、第4次計画におきましては28.4%となることの説明を加筆しております。

次に、12 ページの5 (1) ①リターナブルびんについてですが、リターナブルびんの使用量は減少してきておりまして、利用促進は現実的ではないことから、リユースのページから削除し、詰め替え製品の使用促進につながる内容に修正しております。

次に、その下の13 ページの5 (2) ①の校区紙リサイクルステーションについてでございますが、これは、修正理由のところでございますが、「144校中未設置校区が50校以上ある。関係局にお願いして設置場所を確保し、設置を進めていくべきではないか」とのご意見をいただいておりますが、これにつきましては、文章上の修正は行わずに、いただいたご意見の趣旨を踏まえて対応していきたいと考えております。

次に、14 ページの5 (2) ⑦の地域循環圏につきましては、当部会におきまして出された意見の一つでございますけれども、福岡で出された資源物がリサイクルされ、再び福岡に戻ってくる取り組みにつながる内容にすべきとのご意見がありましたので、廃棄物の種類や資源化の状況を踏まえた適切な圏域での資源循環システムの構築を推進すること、また、福岡市域内を中心とした地産地消的な発想を取り入れながら循環利用を構築していくという内容に修正しております。

資料2の3 ページをお願いします。

次に、14 ページの5 (3) ①および③の経済的手法の活用についてでございますが、ごみ処理手数料条例改正、それからファンド条例制定に伴いまして、該当箇所に正式名称を記載するなどの修正を行っております。

次に、14 ページの5 (4) ② 表彰・認定制度についてでございますが、これにつきましては、優秀な取り組みを環境行動賞において表彰し、その浸透を図ることや資源化事業者の認定制度の創設を踏まえた取り組みの拡大を図ることなど、適切な表現に修正しております。

次に、14 ページの5 (4) ③ ごみの分別に関する啓発・指導につきましては、まず、項目につきましては、何の分別についてか、そして何について述べるのかが明確にわかるように修正を行っております。また、内容につきましては、各家庭に対し資源物は地域集団回収などを活用すること、定期収集に出す際に分別を徹底することなど、啓発や事業所に対する指導の関係について、市民・事業者にわかりやすい適切な表現に修正しております。

資料2の4 ページをお願いいたします。15 ページの6 の関係でございますけれども、6 の「新」の項目は記載を誤っております、申しわけございませんが、訂正後の項目としまして、「6 ご

みの分別収集と資源物の拠点回収」とさせていただきますが、これにつきましては、2月3日の当部会提出時には欄外に記載しておりました内容であります「定期収集以外の拠点回収等」について、項目の中で触れ、ごみの収集及び資源物の回収がなされていることを明示するとともに、パブリック・コメントの結果などを踏まえて、(1)で「ごみの分別収集」、それから(2)で「資源物の拠点回収」とに項目を分けて、わかりやすいように修正しております。

次に、16 ページの関係でございますが、(2)①のイ 焼却処理につきまして、先ほどお話がありました。東日本大震災を契機として、地域特性に合わせた再生可能エネルギーの普及促進をさらに進める必要が増してきていることを踏まえ、廃棄物発電の高効率化やエネルギー資源としての熱回収を進めていくことについて加筆しております。

資料2の5 ページをお願いいたします。一番上の18 ページの関係でございますが、「9(1)① 収集運搬における検討」につきまして、他の検討項目が何々システムなどとなっていることから、表現を合わせまして、「ごみ・資源物の持ち出し・収集システム」と修正しております。

次に、19 ページの関係でございますが、「2 進行管理 見える化」につきまして、計画の実施に当たっては、各所管課において行動プランを作成する必要があるため、その文言を追加しております。また、「見える化」に関しましては、数値目標の達成などとあわせて、若年者層か高齢者層かなど、対象者の特性に応じた情報提供を行うことの修正を行っております。

次に、31 ページの2(2)①ア 廃食用油のボックス回収及び蛍光灯・乾電池の回収につきまして、旧案におきましては、27年度は、表の中でございますけれども、いずれもバー（数値記載なし）ということで記載しておりましたが、27年度も目標値を入れるべきとのご意見をいただきまして、このご意見に基づいて目標値を設定いたしております。

最後に資料2の6 ページをお願いいたします。32 ページの2(2)①ア 紙おむつの資源化促進につきまして、「高齢化が急速に進んでいるので、少なくとも平成32年度に数値目標を出すべき。また、紙おむつは37年度ではなく、5年間程度事業者と協議をして、実証実験でもよいから早急に取り組む見通しを見せるべき」とのご意見がありました。これにつきましては、民間事業者が参入可能な条件が整うまでは時間を要すると考えられることから、32年度まではバー（数値記載なし）としておりますが、ご意見を踏まえ、考え方の欄でございまして、そこに朱書きしておりますが、「今後、国・県との協力や実証研究などにより、稼働システムの整備を目指していく」と修正しております。

次に、37 ページの「4(1) ごみ減量・リサイクルへの関心」についてでございますけれども、先ほどのパブリック・コメントの結果を踏まえ、記載の表に脚注を加筆しております。

最後でございますが、「4(6) 家庭ごみの容積」につきましては、記載の表について、可燃ごみの容積の算定方法を脚注に加筆しております。

以上で第4次基本計画案の修正についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○部会長 どうもありがとうございました。コンパクトに整理していただいたので、ちょっと資料が分散していたのでわかりにくいこともあったと思いますけれども、また質疑応答でいろいろ質問していただければと思います。その前に、一応パブリック・コメントをされておりますけれども、この数なんですけれども、これは従来もこれに似たようなパブリック・コメントをいろいろやられておりますけれども、それに比べてどんな状況だったのかということ、100万都市で意見提出が34というのは多く見る場合と、たったこれぐらいですという、両方あると思いますけれども、それについて、何か参考になるデータがあれば教えてください。

●事務局（計画課長） パブリック・コメントの状況でございますけれども、平成20年度以降で市の方で確認ができた範囲でございますが、パブリック・コメント実施数としては7件ございまして、その7件につきまして、応募者数の平均でございますが、これは32名でございます。意見の件数としましては、平均で81件ということでございまして、先ほどご説明申し上げました循環のまち・ふくおかの今回のパブリック・コメントにおきましては、意見提出者数が34名で、意見の件数が93件ということでございますので、過去7件の平均を若干上回るという状況でございます。

○部会長 わかりました。今の事務局からの回答のとおり、大体従来より若干高いかなということ。それから、基本的に我々が一番心配したのはかなり時間をかけて検討した案が全く無視されるというのが一番不安だったんですが、どうにか幾つかの重要なところ、あるいはこの行動委員会では、部会のところでもかなり議論になったのが改めて分かりにくいところも再指摘されておりますので、その辺を踏まえまして、各委員さんから意見を出していただければと思います。どなたでも結構です。よろしくお願いします。

○委員 表紙の名称のところなんですけれども、いろんなご事情があると思いますので、別に反対というわけではありませんけれども、私もずっと作業部会からに関してきた理解としましては、一般廃棄物処理基本計画と循環のまち・ふくおか基本計画というのは修正理由では愛称を記載するということなんですけれども、私自身の理解では愛称ではなくて、違う計画だと思うんです。むしろ、循環のまち・ふくおか基本計画というのが循環型社会形成推進基本法を念頭に置いた広い計画だと思っております。この一般廃棄物処理基本計画も含む循環のまち・ふくおか基本計画というふうに理解したものですから、前の方がいいと思っていたんです。それからもう一つ、今回の計画の中身が市民・事業者の自発的な取り組みを推進するということですから、市民・事業者から見たとき、やっぱり第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画というのが硬いイメージがして、やっぱり下の方がなじみやすいのではないかとということで、もとの方がいいのではないかと思いますけれども、多分、いろんなご事情があると思いますので、参考意見ということで。

○部会長 事務局の方で何かコメントがありましたら。

●事務局（計画課長） 第3次の経緯を踏まえているつもりでございますけれども、法定計画という形で委員から今ご指摘がございましたけれども、今回はこのような形で、括弧書きの併記の形で

名称とさせていただければと考えております。

それから、計画自体はこのような形の名称にさせていただければと考えておりますが、市民の方とか事業者に対しては計画をPRするPR冊子もあわせて今年度中に作ろうと思っておりますが、それにつきましては、表紙といいますか一番最初に目に付くところには「新循環のまち・ふくおか基本計画」と書かせていただいて、下の方に法定計画名を書かせていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○部会長 事務局としてはそういう考えということで、次、何か質問はございませんか。

○委員 今の点については、何が何でも法定計画だから廃棄物処理基本計画と書かなきゃいかんという何らかの根拠があるんですか。

●事務局（計画課長） 法定計画名としての一般廃棄物処理法で、根拠としましては、「循環のまち・ふくおか」という名称を聞いたときに、何の計画かなとすぐ明確にわかればというところもございまして……

○委員 書くべきことは6条の2項に1号から6号まで書かれていて、その他一般廃棄物の処理に関して必要な事項まで書かれているが、循環というのは一言も書いてないんです。じゃあ本計画は循環ということについて触れているのは法定計画としての廃掃法に抵触しませんか、逆に。こだわられるならば。法定事項以外のこと一杯書いてある。おかしくないですか。そういうこともあって、愛称じゃなくて、むしろ循環計画だと言っておいて、その中に法定計画要素を含むという風にする、この方が筋が通ってます。あえてこれを変えられるなら、廃掃法に書いてないことまで書くのはおかしいということになります。

●事務局（計画課長） そのことで、理解いたしましたけど、ご指摘がありました廃掃法の6条の中で、計画の中ではこういった法定上の事業を定めるものということで、それ以外のものについても計画の中には書くことができるという理解しておりますので、そういった考え方を持っております。

○委員 循環基本法の考え方からいうと、循環基本法が上位法で、その下に廃掃法があるんですね。循環型社会形成ということの中に適正処理が含まれている。適正処理というのは廃掃法の世界、それを包含する循環基本法はそれ以外のことも含むということですから、上下関係からいったら、廃棄物処理計画と書いてしまって、その他のことも含むという書き方はものすごく消極的で、そういう言い方をされると、全国の政令市の循環型社会計画というものの流れで見た時には福岡市はものすごく後退したようになってしまう。北九州市でもやっていますけれども、そんな発想じゃないですよ。

●事務局（循環型社会推進部長） 今の委員のご指摘等を踏まえまして、もう一度ここに付きましては、こちらの方で再度検討させていただきます。

○委員 環境省の廃り部に聞いてごらんください。こういうふうには書かないといけないとは絶対言わないと思います。

○部会長 それでは、今の部長の方からの回答があったような形で、ちょっと検討していただいて…。前から関係してる、一応、今、委員があげられた経緯で循環のまち・ふくおかという名前になってたというのがありますので、よろしく願いいたします。

もう一つは、前のときもいろいろ議論あったんですけども、この福岡市の区分ですね、ごみとしてのとか、いろいろ言葉は変わっていますけれども、このところをもう一度説明していただけますか。新しく入られた委員の方もおられますので。福岡以外からこられた方はですね、福岡市は分別種類が少ないんじゃないかというご指摘がありますけれども、内容はもっと多いと。それをわかっていただくために一点二点検討したんですけども、それを少し整理されたと思いますので、それをちょっと説明していただいた方がいいと思いますので。

●事務局(計画課長) それでは、資料3でございますが、その15ページをお開きいただきまして、説明をさせていただきますが、ここはタイトルとしては申し訳ありませんが修正させていただきます。おりますけれども、ごみの分別収集と資源物の拠点回収ということで書かせていただいております。大きくは(1)と(2)でございますが、まず、(1)でございますけれども、これはごみの分別収集ということで、家庭ごみにつきましては、表の方でございますけれども、本市の場合は行政が戸別回収する分としまして、家庭ごみの方では、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、空きびん・ペットボトルということで4分別になっておりますけれども、有料袋を利用したり、粗大ごみについては回収に来るような制度になっておりますけれども、それ以外の燃えるごみ、燃えないごみ、空きびん・ペットボトルにつきましては、袋を利用していただいて各家庭から排出していただくということとなっております。それから、事業系のごみにつきましては、大きく燃えるごみと燃えないごみの2分別になっておりまして、会社あるいは商店などの事業所から出されるものということになっております。それ以外に、公共系ごみということで、これも燃えるごみと燃えないごみにしておりますが、それぞれ道路清掃、河川清掃などから出るものということで、2分別でございます。「また」のところからでございますけれども、家庭ごみで収集されました4分別のごみにつきましては、市内の施設2カ所ございますけれども、東部及び西部の資源化センターで、この燃えないごみから鉄、アルミなどを選別するという。それから、空きびん・ペットボトルにつきましても、選別処理施設がございますけれども、ここで、ペットボトルと、空きびんにつきましては、無色、茶色、その他の3種類になりますが、びん、ペットボトルで4種類の選別をするということで、4分別で出していただいたものにつきましては、施設等で9区分になるということで、その下の表で家庭ごみとしての4分別9区分について記載をしております。本市におきましては、家庭ごみについてはそういった分別、区分になっております。これらは行政の方で回収する分でございますけれども、そのほかに、(2)の方で資源物の拠点回収ということで、これは市民の方がいろいろ特定の場所に持ち出していただいて、それを回収していくという仕組みになっておりますが、この資源物を回収しているところにつきましては、一つは、区役所等9カ所の公共施設ということで、区役所ですとか市民センター、あるいは体育館、出張所ということで、各区に1ヶ所、出張所があるところはプ

ラス1カ所ということになります。そちらの公共施設の方で、記載をしておりますが、古紙、空き缶、空きびん、ペットボトルなどを回収しております。これは市民の方に区役所等まで持ってきていただいて、指定された場所に置いていただくというものでございます。その他にも、各地域の中で子ども会ですとか、いろいろな団体の方で地域集団回収ということで、以前、廃品回収とっておったりしたものでありますが、地域集団回収とか、地域の回収拠点、これは紙リサイクルボックスですとか、それから校区紙リサイクルステーション、こういった物置タイプのステーションを設置してございますので、そちらに出していただくということで、管理を地域の方でやっていただくような制度になっております。そのほかにもスーパーマーケットなどの民間の協力をいただいて資源物を集めていただいてまして、資源物としましては、そちらの表のほうで大きくは10区分ということで、市民の方から出していただいたりしておるわけでございます。そのほかにも、樹木・せん定枝などにつきましても、資源としての回収を行っているところでございます。以上でございます。

○部会長 ここはいつも福岡市は少ないんじゃないかという指摘もありますけれども、この辺は十分他都市からお見えになった方々でもわかるような表現しておかないと、昨日なんかテレビで水俣が日本第一位になったとかということで、24品目というのをやっていたんですが、ああいうのを見ると、なぜ福岡はあんなにしないのかという話が必ず出るとお思いますので。このあたりも…。

○委員 PRの仕方の問題かもしれませんね。つまり、結局はそれだけ分けるんだということをもって分別だと言ってしまっても構わないでしょう。そうするとダブリをのけると16になるわけです。だから本市は16だということ積極的にPRするという方法はありませんか。家から出すときに4ということだけを強調し過ぎるから誤解が生じるのではないかと、こういうものはステーションに持って行ってくださいと言って、それでよくよく見ていただければ16ですという言い方をしたらいいのではないかなと思います。特に蛍光灯については、ちょっとうちでも正直言ってなかなかこのとおりにはやりにくいところがあるのですが、努力をすれば、ここまで運んでいただければできます。だから、少し努力をしていただく部分がございまして、玄関先のちょっとした努力で24の水俣でございますよと宣伝されると、これはなかなか迷惑する話です。水俣の話は実は玄関先24ではない。国立水俣病研究センターの職員はその日は休暇をとるんです。徹底的に作業奉仕をさせられるから、単身赴任の人は休暇をとらないと24分別にはつきあえないという実態があるわけです。そのことを無視して、水俣はすばらしい、福岡はだめだと言われたら迷惑千万の話です。だから、その気があるなら、これだけのルートがあって、これだけ分別できる仕組みになっているのですということきちんと言って、それで本市はダブリがあるから、19と言うとちょっとやっぱり誇大広告になるのでダブリを除いて16ですとか、あるいは将来的にもっとレアメタルを考えて、使用済みの小型のやつなんかこういうとこで集めて、それも入れて全部ある物はメニューに挙げて本市は17分別です。ただし、これとこれは皆さんの積極的なご協力が必要です、そういうPRの仕方に変えてしまったらいいと思います。

●事務局（計画課長） 16 という数字も含めていろいろご指摘、ご意見をいただいたところでございます。この16 という数字につきましては、行動委員会の中でもパブリック・コメントの結果を受けての後にご議論いただいたりとか、事務局の中でも議論をさせていただいております。それから、パブリック・コメントの中ではご説明させていただいておりますけれども、分別収集と拠点での回収を一緒にしてそういう16 という数字にするのは、ちょっと混乱するのではないかといったご意見もありましたので、今考えておりますのは、この行政が回収する分と拠点回収は分けて説明させていただければと考えておりますが、またPRの仕方等はいろいろ工夫をしながら、市民の方が負担を感じることなく、こういった活動をしていただけるように取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○部会長 今の意見、市民向けのパンフなんかの方が効果的かなと思うんですけども、それと、夜間収集をやっているという福岡市独特のやり方が、じゃあ20何ぼに分別することに市民が参加できるようなものが導入できるのかという方法も余り出てこないからね。前も紹介していただいたんですけども、ペットボトルとびんが一緒に福岡やってるのは、やはり夜間収集と北風が強い街だというね、そういう背景があつてびんとペットボトルが一緒なんですね。あれは実験をやると、ペットボトルだけだと風で飛んで冬はどこいったか分からなくなるということで敢えてしてるんですけど、それは説明すると多くの方が納得するんですけども、黙っておけば、よそはびんとペットボトルを分けているのに、何で福岡市は一緒だといつも質問受けますので、そういうのを含めると夜間収集という福岡独特の収集をやっているということと、今みたいに出すときはそうだけでも、こうだというこうなっていると。その辺を混乱しないように、そういうことを書かれた方がいいかもしれない。ちょっと検討して頂ければと思います。

○事務局（循環型社会推進部長） 今、ご指摘いただきました部分について、15 ページの6 のところですね、もう少しわかりやすいように、ちょっと文章を加えるとかして、修正をしていきたいと思っております。

○部会長 ここは行動委員会の中でいつも議論されているところなので、前よりはわかりやすくなったんですけども、もう少しお願いします。

そのほか、何かございませんでしょうか。

○委員 余り詳しくないので、質問なんですけれども、福岡市の年間に出ている空きびん・ペットボトルの数はどれぐらいあるのでしょうか。

●事務局（計画課長） 手元の資料でいいますと、資料3の27 ページをお開きいただきますと、ここに「リサイクルの状況」ということで、小計欄の下から3番目でございますが、空きびん・ペットボトルの戸別回収ということで、21年度でいきますと7,000トンほどでございます。それから、その下の事業系ごみの方では、「計…イ」の欄の下から2つ目でございますけれども、53トンほどでございます。それから、24 ページを開けていただきたいと思います。上の「1 本市のごみ量」のところの(1)ごみ量の推移の中の表で、①は家庭ごみでございますけれども、こちらの資源物と

書いていますが、戸別回収を含んだごみ量が21年度におきましては9,100トンほどでございます。合わせました数字で9,200トンほどになるかと思えます。以上でございます。

○委員 福岡市も随分苦勞して、市民の努力で水問題もずいぶん解決してきましたので、何で高い水（ミネラルウォーター）を買わなきゃならんのかと、少し贅沢税でも一本いくらかかけたらどうかといつも思っているものですから。大体どれくらいの水（ミネラルウォーター）が売れているのかといつも思っていて、これはその数字は正確に反映されているものではないですね、実際に使われた量は。どんな具合でしょうか。

●事務局（計画課長） ペットボトルの重さの分でございますか。水の分量でございますか。

○委員 ペットボトルの市民が実際消費しているのが9,200トンかな、そのくらいだという感じなんですかね。それとも、どこか別にペットボトルが流れているんでしょうか。第5委員会の関係で水問題に入っているからダブって申しわけないんだけど、要するに、飲料水としてのペットボトルがどれくらい出ているかということまでは、細かいことはわからないんでしょうけれども、ペットボトルという形で売られている飲料物ですね、それがどれくらいあるのかなというのをどこで申し上げたらと、いつもそう思っているものですから。

●事務局（事業系ごみ対策課長） 今、計画課長が申し上げた数字というのは、市が直接収集とかに関してまとめている数字ということでございまして、このほかに、例えば飲料メーカーの前段回収と申しますか、自販機からそのままメーカーが回収している分とか、あるいは事業者さんの分ですと、産業廃棄物として、廃プラスチックとして処理されていくという分がかなり量はあると思えます。ただ、ちょっとその辺の具体的な全体量を把握するのは、市の方では現在できていないという状況でございます。

○部会長 ちょっと付け加えますと、この2、3年はこのペットボトルは材料が改良されていまして、1本当たりの重さが半分近くになっているんですね。それでこれ重量で計算しておりますので、実は2、3割は本数に換算すると増えていると見ていただいていると思います。だから、これもご存じのペットボトルをぐちゃっとひねってつぶすCMがあるが、ああいう形になっていまして、重量にするとあるメーカーは半分になったと宣伝していますので、それくらいの軽いものもあると、特にミネラルウォーターやお茶類は薄くなっておりますので、これだとちょっと本数は読み取れないと。飲み水の宣伝だとか、ミネラルウォーターの宣伝からすると、かなり需要は増えていると思えますが、あまり重量が伸びてない背景には容器の改良があるということで、おっしゃるように、ますます水道水の需要が無くなってきているという現状でございます。

○委員 環境局にもこういうの出してもらわないと。ドイツは5種類で家庭の分別をしていると聞くんですけどね。こちらの場合は4種類になっていますよね。大体おおざっぱですけど日本の場合は。ドイツはどういった分別やってるんでしょう。

●事務局（計画課長） 申しわけございません。ちょっとドイツの分別まではまだ把握しておりません。

○部会長 何かご存知ないですか。

○委員 紙と、プラスチックと、びんと、あと何でしたっけ。赤と緑と黄色とオレンジ…

○部会長 あと茶色、透明とかね。ドイツは行ってみると、いろんな民族の混成の国ですので、情報として聞くよりは雑になっている。マークはいっぱいしていますけれども、実際行ってみると、余り協力的ではないんですけれども、20 なんぼは入ってないです。

○委員 ドイツに住んでいる友達に聞くと、ものすごく厳しいんだそうです。ペナルティも厳しいと言っていましたね。福岡市の場合はどうなんですか。分別はしていますが、燃えるごみ、燃えないごみ、大体きちんと正確に市民は分別して入れておられるんでしょうか。

●事務局（家庭ごみ対策課長） 本市の場合は家の前の道路上に出していただきますので、排出者を特定しやすいことから、不適正な分別は年々減少傾向にございまして、分別は守られているような状況になってきているところでございます。

○部会長 うちで調査をやっておりまして、指定ごみの制度にしてから急激に不燃物の中の混在率が減ったということと、ペットボトルとびんを一緒に出しますけれども、その中の混在率といいですか、圧倒的にびんが少ない。ペットボトル主体ですので。それから、大量発生しているところは、袋の費用の負担がかかるものですから、店頭回収とかスーパーマーケットに買い物に行くときに持って行って、そこに入れるという形にこの4、5年で急速にシフトしておりますので。比較的認知度と共有度が上がってきている方かなと。ただ、まだまだ生産量がどんどん伸びておりますので、見た感じでは、ごみが減らないという、そういうのがデータとしてありますので、また必要であればご連絡いたします。

○委員 部会長の話に乗かって悪いんですが、ヨーロッパと、特にスイスなんか行くと感心するのは、同じボトルでソースが入ったりケチャップが入ったり、ジュースが入っていたり、びんの種類が少ないんですよ。車の種類でも、日本というのはいろんな種類をつくるでしょう。行政がこのあたりはまさに指導していくべきじゃないかなと思うんですけどね。リサイクルする場合のやり方としてもそちらの方がやりやすくなりますよね。どんな具合なんですか。

○委員 日本は憲法で営業の自由を認めていますから、規制をやろうとなったらそれでまず憲法論争が始まって、そう簡単に規制をしろと言われても、やりたいのは山々ですけれども、市民の前でそんなことを議論しようものなら、たちまち火のついたような大騒動になってしまうという実情があるのは事実です。ただ、むしろ事業者の側が、さっきのペットボトルの場合でも何でこんなに軽く薄くしているかといったら、それは重量に応じて金を払わせることがわかっていますから、薄くすれば倍売れるわけです。そうしたら、少々お金をかけて、製品を薄くするためにコストをかけても決して損はないという計算になりますから、少なくともメーカーや販売業者がトンで金を払わされるといふことからすれば、薄くすると効果があります。個数でやったらもっといいのかもしれませんが、個数は現場での把握のしようがないので、結局のところ出てきたときの重さでいく以外ないから、現状では重量でやっているわけでしょうから、それなりの効果はあるとだろうと思う

わけです。余り規制で物事を動かすよりも、もっと別の方法で、やっぱりこれはこうした方が得だと思ってもら方がはるかに効果があがるということは、これまで温暖化とか循環型の政策ではほぼ実証済みと考えております。あまり規制、規制という言葉は、我々は言わないようにしているのですがね。

○委員 ちょっとお言葉ですが、規制と言ったわけではなくて、これは日本人のまちづくりでも何でもバラバラの建物で色彩も違うわけですから、統一したまちづくりなどはできない理由なんで、それはよくわかるんですが、そういう意見ももっと情報を、学会の皆さん方も行政も、業界というより国民に発信すると。国民も無駄だなと思っている連中は多いんですよ。

○委員 それで言うなら、例えば焼酎のびんなどについてはかなりその方向が出つつあるわけです。今までは焼酎というのはほとんどのものが自己主張しますから、びんの形も違う、デザインも違うというのが多かったんですけども、鹿児島あたりでは結構業者の方がむしろわかってきて、リターナブルでやりましょう。焼酎のびんは同じびんでリターナブルという動きが出てますね。そうになると、今度は消費者の側の教育が必要になってきて、それを積極的に変えましょうということになるわけで、そうするとやってる業者さんはもっと力が出てくると言うことになりますね。それは両面だろうと思いますね。それから、例えばプラスチックについていうと、家電リサイクル法というのは結構効果があったので、従来は部品の一つ一つの場所ごとにプラスチックの種類が違う方が効率性が高い。製法を考えたら全部違うプラスチックじゃなきゃいけないというんだけど、家電リサイクルで自分のところで費用を払って処分しなきゃいけないとなった途端に、家電メーカーはプラスチックの種類を同じにしてしまった。その方がはるかに後の処理のコストが安いということがわかってきたということがありますから、いろんな形で無駄を省くということが、強制ではないけれども、自然に起ってくるということであるだろうと思うわけです。だから、今、委員がおっしゃった話については、両方だと思います。行政も、こんなものがあるから、積極的に同じリターナブルになるやつ買った方がいいですよという宣伝をやってあげれば一番いいのですが、余りやり過ぎると特定のメーカーの肩入れをしているとまた怒られてしまいますから、行政の中立性とその利害というところでどうバランスを取るかという問題もあるのでしょうか。となると、むしろ行政がやらないで、NPOのようなところに代わりに肩代わりで言ってもらえば、今の問題はクリアできるということがありますから、あまり市役所が直接言わなくても、言ってくれるような団体を育てるという手もあると思います。

○部会長 一応そういう状況で、エコデザインとか、コンセプトとかLCAという言葉が定着した中で少しずつ変わってきていると聞いておりますので。よろしいでしょうか。

○委員 焼酎の話が出ましたが、最初は「さつま無双」という統一銘柄で、たぬきみたいなビンでこれで全部まとめて出したんです。ある意味よかったなと思っておるんですが、まあ焼酎はだんだん統一されてきているので、私も鹿児島ですから。

○部会長 そのほかによろしいでしょうか。よろしいですか。

では内容、基本的にはこのパブリック・コメント、まあ非常に貴重な意見も出していただけたんですけれども、大きくは4点ぐらい修正をしていただいて、それ以外の意見については、比較的原案の中に入っているということで、少し意味のとりにくいところもあると思いますので、もう一度精査していただいて分かりやすい形にさせていただければと思います。

それでは内容は以上ですね、いろいろな意見、特に一番のタイトルのところですね、非常に大きな話ですので、それからさっきの区分のところをもう少し再検討していただくことと、あと、ぶれている表現等の修正に関しても部会長一任ということでよろしいですかね。

〔「異議なし」の声あり〕

○部会長 それでは、これを意見を加えまして修正していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、この計画を修正した計画案を、事務局から冒頭に説明がありましたように、10月6日に開催されます環境審議会総会において、本日の検討内容を反映した案を報告していただく予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

それまでに何か、各委員の先生方に修正案は行くようなことになるんですか。

●事務局（計画課長） 最終的には、また部会長とご相談させていただいて、決めさせて頂きたいと思います。

○部会長 特に頭のところは非常に重要な話ですので

3 報 告

福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドの概要について

○部会長 では、次の報告事項に移らせていただきたいと思います。

次は、今回の一つの柱でもあります、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドの概要について」ということで説明をお願いします。

●事務局（計画課長） それでは、資料の4をお願いいたします。

福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドの概要についてご説明をさせていただきます。

当該ファンドにつきましては、本市における事業系ごみの資源化推進に関する具体的な仕組みづくりの検討を目的として設置されました、事業系ごみの資源化推進検討委員会から昨年12月に出された答申を踏まえて設置をするものでございます。

1のファンドの設置目的でございますが、事業者の自主的な取組みのみでは、事業系ごみの資源化が円滑に進まない現状に鑑み、事業者の排出責任を踏まえつつ、その資源化に向けての取組みを支援することにより、循環資源のさらなる利用を促進して、循環型社会を形成することを目的とするものでございます。

2の経緯でございますけれども、(1)のこれまでの取り組みといたしまして、平成16年12月に

第3次福岡市一般廃棄物処理基本計画を策定しまして、ごみ減量・リサイクルに関する取組みを進めてまいりましたが、事業系ごみにつきましては、平成27年度までに31万トンにする削減目標を定め、特定事業用建築物への立入指導などの施策を進めてきた結果、平成21年度には29万4,000トンまで減少し、6年前倒しで削減目標を達成いたしております。しかしながら、事業系可燃ごみの多くを紙類と厨雑芥類が占めておりまして、依然としてリサイクルの余地が残っているところがございます。

(2)の課題でございますけれども、近年、ごみ減量・リサイクルについての事業者の取組み意識も高まってきている一方で、資源化に要するコストの負担感や、資源化したくても収集運搬から資源化にいたるまでのルートが十分に構築されていないなどがあります。

このため、本市におきましては、(3)でございますけれども、冒頭にご説明いたしました事業系ごみの資源化推進検討委員会を設置いたしまして、昨年12月に答申をいただいております。答申では、資源循環策、ごみ処理手数料の改定、行政支援策の3施策を事業系ごみの資源化促進システムとして一体的に実施する環境づくりを行うべきとなっております。その中で、行政支援策については、ごみ処理手数料減免制度の廃止による増収を原資として、事業系ごみ資源化推進ファンドを創設し、実施すべきとのことであります。

3でございますけれども、この答申を踏まえまして、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例を制定いたしております。その骨子でございますが、条例につきましては、本年3月に公布されており、本年10月1日から施行ということになっております。

(1)の積み立てでございますけれども、寄附金及び歳出予算を持って定める額を積み立てることとなっております。歳出予算をもって定める額は、減免制度の見直しに伴うごみ処理手数料収入の33%に相当する額で、積立額は20億円以内となっております。

(2)の設置期間でございますが、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正が施行され、ごみ手数料の減免率等が改正されます平成23年10月1日から平成38年3月31日までとなっております。

次に2ページをご覧くださいまして、4ですけれども、当ファンドを適切に運用していくために、専門機関として福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会を設置することとしており、その役割でございますけれども、本市の事業系ごみの資源循環施策にとって投資効果が高いと期待できる分野においてファンドを適正に運営していくために、客観的な立場で、技術面、採算面、広義での循環資源の需給バランスの面などを踏まえ、ファンドの処分対象事業の選定や評価などを行うことになっております。

所掌事項につきましては、記載のとおりでございます。

このような経緯を経まして、5でございますけれども、本年8月3日に第1回福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会を開催いたしております。また、運営委員会の委員につきましては、下の(2)の委員名簿の方々をお願いしておりますが、運営委員会の会長には中村学園大学の甲斐教

授に、それから職務代理者については、当部会の委員でもいらっしゃいます、福岡大学の今田教授にご就任いただいております。

次に、3 ページをお願いいたします。ファンドを活用した資源循環施策の一覧の案についてご説明をいたします。

これは、ファンドを活用して行うことが考えられます、現時点で想定をしております資源循環施策の案でございます。まず、事業区分の資源化情報ネットワークの構築につきましては、事業項目の欄ですけれども、資源物回収協定制度や資源物回収協力協定事業者及び優良事業者の紹介などを考えております。次に、資源化に取り組む排出事業者への支援につきましては、古紙の地域支援回収支援事業や食品残さのリサイクル支援事業などを考えております。そのほか、資源化事業者への事業化の支援や事業系ごみの資源化に関する研究への支援につきましても、記載をしているような内容のことを想定しておりますが、今後のファンドを活用した事業系ごみの資源循環施策の実施に当たりましては、ファンド運営委員会のご意見を伺いながら適切に進めてまいりたいと考えております。

以上で、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドの概要についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○部会長 どうもありがとうございました。この件に関しましても、以前の16年にやったときも環境市民ファンドという、全国でも割と珍しいファンドなんですけれども、これで指定袋制による原資の33%をベースに、どちらかというごみ減量のソフトの部分、市民の活動だとか、あるいは若い人たちの、アンダーサーティーと言っていますけれども、そういう活動に公募制で支援するという、そういうのが今少しずつ定着しつつあります。それと類似した形で、特に福岡市の場合は生産企業が少なく、消費型が多くて事業系が55%のごみの比率を占めておりまして、ここを叩かないと全体的なごみの減量にならないということで、約一年くらいかけて市の方で研究会をつくられて、可能性のあることをやると、生ごみと食品廃棄物と紙類がまだまだ頑張れば減量できるのではないかという方針が出されております。それを踏まえまして、先ほど説明がありましたファンドを創設するということが決まりましたのでこれについてのお話です。まあ流れは大体ご説明あったと思うんですけれども、この20億をやるぞという話ですけれども、これは段階的な、改定というんですか、減免率の見直しですので、30何年までに最大で20億円なんですけれども、ちょっとそれも説明してください。

●事務局(計画課長) 積み立てとしましては、総額で20億円以内ということになっておりますが、これは毎年度ごみ処理手数料の減免率の改定を行って、21年度からは減免率をゼロにすることで進めておりますが、この各年度の収入のうちの33%に相当する額を積み立てていくということで、計画どおりのごみ処理量に基づいた手数料収入が入ってくれば、31年度までに20億円積み立てる計算になっております。

○委員 積み立てて、積み立て終わってその果実を使うのではなくて、積み立てると同時に崩して

いくのですね。

●事務局（計画課長） それはちょっと説明が不足しておりました。総額としては20億円になるまで積み立てますけれども、各年度、事業執行のために取り崩す必要がありますので、最終的に31年度の段階で20億円の積み立てが残っているということではございません。

○部会長 そこらへん誤解されないように。

○委員 これが、事業系ごみの削減ということに焦点を当ててやる事業ならば、一つ気になるのはリサイクル情報誌というのは、またごみを増やすことになるのなないか。だいたいこの類のものはごみの素にしかになっていない。一般家庭なんかには事業系リサイクル情報誌を配っても意味ないのではないですか。仮にこういう企画のエントリーがあるなら内容を精査して、どういう配り方をするのかとか、どういう内容であるのかとか、考えた方がいいような気がします。むしろ、もっと商工会議所の中の機関誌とか、いろんな既存のものを利用して事業者エントリーしてもいいような気がする。そのための情報誌をまた新たに作るというのはどうですかね、余り賛成しませんけどね。

●事務局（事業系ごみ対策課長） ありがとうございます。基本的にはペーパー使って商工会議所さんあたり通じてということ考えておりますけれども、今、ネット時代でございますので、そういうものを中心に構築していきたいと思っております。その辺のペーパーについては工夫させていただきます。ありがとうございます。

○委員 情報誌をつくるぐらいだったら、むしろガイドラインを徹底的にばら撒いて、ポイと棄てられないようにすることが大事です。情報誌というのは大概棄てられるもんだと思う。

○部会長 手厳しいコメントがありました。また、この運営委員会の方で、公募型になると思えますので、応募があった中でまた選ばれるんじゃないかと思えます。

そのほか、何かないでしょうか。

○委員 事業系ごみ資源化推進ファンドというものは、資源化に取り組むのは排出事業者への支援ということになんですけど、食品残渣のリサイクル支援事業という、これも詳しいことがわからないんですけど、複数の事業者で食品残渣の品質を保持し、品質を保持するという意味とリサイクルする団体に対する補助金、ここをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

●事務局（事業系ごみ対策課長） この食品関係の残さに関するリサイクルでございますけれども、これは古紙も同じなんですけれども、何事業者が集まっていたいて、地域、エリアで回収システムをつくっていこうというふうに考えております。そして、食品でございますので、特に家畜の餌なんかにする飼料化とかいうことになりますと品質の保持が非常に重要になってきます。

○委員 要するに食べ物の食べ散らしのものは汚い場合があるわけです。例えば、その中にタバコを残り捨てて人がいたとすると、そういうものが入った残渣は家畜にえさとして使用できない。家庭で調理のごみを棄てるときにもプラスチックの包装も一緒に入れてしまう。そういったことがあるので、そんな食品のごみは堆肥にしても危なくて使えない。だから、徹底して堆肥にするということを考えて、それだけをきちんと出してもらうというためにはかなり管理が必要になります。

結構管理をして出された食品残渣なら、優良な堆肥になり、それを使った畑での作物がまたもう一回食品に使われるというように循環の輪が出来ることとなります。このような取組みをもっと積極的に作っていかうという話です。

○委員 そのリサイクルする団体というのは、特にあるんですか。

●事務局（事業系ごみ対策課長） これは集めるのは飲食店とかレストランとか、そういうところになりますけれども、あとひとつは、福岡市内に環境エージェンシーという施設が、これは飼料をつくらしている会社ですけれどもございます。それからあと、流通ルートとしては、乾燥させて養豚場あたりに流れているものや、それから乾燥の減量化というのも一応食品リサイクルの範疇に入るということになっておりますので。正直ご承知のとおり、福岡市内、受け入れ側ですね、施設側がどうしても足りないという状況がすぐ出てまいりますので、その辺の整備も含めて、このファンドを活用していきたいというふうに考えております。

○委員 わかりました。何で聞いたかといったら、いわゆる複数の事業者という、今の話を聞くと一部なんです、複数と言うのは。全体の食品を扱う。そうじゃなくて、例えば、今のお話でいえば、食品残さをどういうふうな有効利用していかうかと。例えば家畜にやるんだったら農林水産もあると。例えば食品の衛生管理を含めてということになれば、保健福祉局も当然関わってくる。だから、そういった保健福祉局管轄の、例えば福岡市でいったら食品衛生協会だとか、そういったところに働きかけて、もっと総合的にというか、福岡市全体を取り込んでいくようなシステムづくりをやってほしいと思うんですね。だから、ある一部だけで、先ほど委員の話の中にもありましたけれども、とにかく広報というか、みんなドキドキするような広報というのを、そういうものを福岡市民全体に知らしめて、こういうことをしたらいかんよといって、まあ結局、たばこが食品の中に入って、一緒に残さにしてしまうといかんというようなことを、もっと例えば飲酒運転はいかんよというのと一緒で。そういう衛生協会だったら、当然レストランとか飲食店は入っていますよね。そういうところでもっと、飲酒運転と同じぐらい、たばこは灰皿に、飯と一緒にしたらいかんという、そういったことをやってもえんかなと思うんですけどね。細かいことかもしれませんが。

広がりがないというのが、前々から言っていると思いますけども環境と言うのはもう全員一緒にやらんと、市役所の中だけ28度にして、隣のビルに行ったら25度というの自体にも僕は不満を感じている一人なんですけども。だからその辺りをちょっと頑張ってやってください。

○委員 将来的にはそうやってやっていくけど、とりあえず取っ掛かりは、少しやるぞということが何一つないとうまくいかないの、受け皿になってくれる農家や何かの方が、ここなら安心だよといってもらえるようなところをまずは育てていくという話ですね。だから、法律上は全部やらないといけないと書いてあるけど、なかなかうまくはいっていない。

○委員 わかりました。応援はしますので。

○部会長 暖かい応援のお声を頂きました。そういう意味で、今回、委員の方に、元の農学部の先

生で農水に顔が利く先生がいますので、それから市の経済振興局の方が参画されておられますし、物流関係も何人か入っていただいておりますので、そういう面では少し。それから去年1年やられた中でも、そういう限界というか局だけではもう難しいということでもかなり詳しく解析されておりますので、一通りはその報告書を見ていただければと思っております。そういう中で、ぜひスタートを切るという、その原資を明示したということですね。多分この手のファンドも他都市に比べると先行してやっているんじゃないかと思っておりますので、よろしくご支援をいただきますようお願いいたします。

これは、具体的な公募というのは来年度から始まるんですね。スケジュール的には10月1日からスタートするんですけれども、今年はまだこの予算というのは決まっていませんね、当然。来年度からですね。

●事務局（事業系ごみ対策課長） 実は、今年度の事業についても、財政の方と協議しまして予算措置しております、10月1日からというわけにはいかないと思うんですけれども、10月できるだけ早くですね動き出したいと考えております。

○部会長 本年度からということでよろしいですね。

●事務局（事業系ごみ対策課長） はい。

○委員 研究補助などは少し積極的にやったらいいですね。環境省にも、循環のかなり大きい研究のお金がありますけれども、なかなか福岡の先生方が手を挙げても通らないので、こういうところでちゃんとした基礎固めをしておいてもらおうと審査する側としてはありがたいね。

○部会長 こちらも暖かいご支援の声が出ていますので、是非これを起爆剤にして大いに、大学も苦戦しておりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、そのほかに何かございませんか。

この2本出し、この環境市民ファンドと事業系ファンドが両方動きますので、どうか懸案だったごみ減量・リサイクルが推進できるエネルギーになるのではないかと考えております。

それでは事務局からありましたファンドの概要については、よろしいですか。

それでは、今日用意された議題と、それから報告は終わりましたけれども、何か他にせっかくの会議ですので、なにかコメントなりアドバイスがあれば。よろしいですか。

それでは、いずれにしても3月11日の影響で非常に頭の痛い問題が環境とかに投げられつつあると聞いております。一つミスすると、環境行政で全国の中でもフロントに立たれてる地方自治体がパニック状態になる可能性も秘めておりますので、ぜひまたいろんな各委員の先生、それから議員の先生方にもいろいろリードしていただきながら、福岡だけは変な状況にならないようにお願いしたいと思っております。いずれにしても、大量の廃棄物がまだ山積みされていると聞いています。なかなか先に進んでいないということが現実にありますので、頭の痛い問題ですけども、ごみ減量の前にまずごみの片付けをしないといけないのが3月11日以降ですので、それでないと復興になかなか着手できないという側面もありますので、ぜひ、協力できるところは大いに我々も協力

していかなきゃいけないと思います。

一応、そういうことで事務局の方にお返ししたいと思います。今後のスケジュールをお願いいたします。

4 閉 会

○環境局長 長時間にわたりご審議をありがとうございました。まず第4次の一般廃棄物処理基本計画でございますが、タイトルを含めまして、さまざまなご意見を頂戴いたしましたので、私どもの方で市民の皆様に対してどういう形で見えるように出していくかを検討させていただきたいと思っております。

それから、事業系ごみ資源化推進ファンドでございますが、これは一般家庭ごみの有料化を図りました市民ファンドと違いまして、基金として環境局の方で積み立てて事業系ごみの資源化推進のために使わせていただくものでございます。原資は事業系ごみの減免制度廃止に伴う増収相当額の一部でございます。福岡市は第3次産業が主でございますので、これから事業系ごみに関しましても、このファンドの設置期間は、平成38年3月31日までとなっております、早期に推進をさせていただく方向で努力をしたいと思っております。

それから、大震災の方でございますが、なかなか廃棄物に関しては難しい問題がございますので、今、様々検討しておりますが、一応環境局の職員を岩手県に本日から2名ずつ、3カ月間震災の処理を担当するというので今日現地に向かいました。岩手県庁で昨今課題となっている廃棄物処理の基本計画に携わるということでございますので、なかなか情報も入手しにくい状況ですが、本市職員が直接現地で処理に携わりますので、彼らが入手した情報等も踏まえながら、きちんと福岡市を守っていくような廃棄物の処理を行っていきたいと思っております。

今日いただきましたご意見は整理いたしまして、来月の環境審議会総会でご審議をいただくように準備をしたいと思っております。

本日は本当にありがとうございました。